

呉市議会からの「平成30年7月豪雨災害に関する要望書」の対応状況について

要望事項	要望の内容	要望事項への対応状況		担当課
		対応状況	対応状況の具体的な内容	
1 土砂等の撤去について	(1) 民有地内の土砂等についても市が撤去することが示されたが、早急に条件等を示し、実施を急ぐこと。 また、宅地のみならず、空き家、空き地など、人力で対応できない民有地は全て対象とすること。	対応済み	○8月2日に、民有地の土砂等撤去についての相談窓口を設置するとともに、市ホームページや市政だよりで広報を実施 ○生活環境上、支障がある場合は、空き家や空き地についても土砂等の撤去の対象に追加 ○床下の土砂等は市による撤去が困難なため、費用償還制度で対応 【10月31日現在の状況】 申込受付件数524件、処理件数299件	環境政策課
	(2) 自衛隊に長期滞在を依頼し、土砂等の撤去を急ぐこと。	対応済み	○民間事業者による土砂等の撤去作業が本格的に始動するまでの間、自衛隊に対して土砂等の撤去を依頼（自衛隊は8月5日に撤収）	危機管理課
2 災害ごみについて	(1) 衛生的な観点から、災害ごみは速やかな処理に努めること。	対応中	○7月11日から災害ごみの受入れを広多賀谷多目的広場で開始し、7月21日からは災害ごみの処理を開始 ○平成30年9月に呉市災害廃棄物等処理実行計画を策定し、当該計画に基づき、平成31年12月末の完了を目標に、災害ごみの処理を実施中 【10月31日現在の状況】 搬入量約100,000トン、処分量約2,400トン	環境政策課
	(2) 災害ごみを集積場へ運搬することが困難な高齢者などに対し、運搬費用の公費負担や集積場を増やすなどの措置を検討すること。	対応中	○7月9日から被災現場に集積した災害ごみの収集を開始 ○7月17日からはごみ収集に関する被災者から寄せられた個々の依頼に対応 【10月31日現在の状況】 個別収集件数72件	環境政策課
3 交通渋滞について	(1) JR呉線の復旧については、部分的な供用を含め、関係機関に強く働きかけること。	対応済み	○西日本旅客鉄道株式会社に、JR呉線の早期復旧や部分運行について要望 【JR呉線の復旧の経過】 ・8月2日 海田市～坂駅間復旧 ・8月20日 呉～広駅間部分運行開始 ・9月9日 坂～広駅間復旧 ・10月14日 広～安芸川尻駅間復旧 ・10月28日 安芸川尻～安浦駅間復旧 ・12月15日 安浦～三原駅間復旧予定 ※いずれの区間も復旧時期が前倒しされ、予定よりも早い時期に復旧	交通政策課

要望事項	要望の内容	要望事項への対応状況		担当課
		対応状況	対応状況の具体的な内容	
3 交通渋滞について	(2) 広以东については、船舶を活用した海上ルート及び陸上ルートによる大量輸送を具体化すること。	対応済み	<p>○海上ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉市が有限会社バンカーサプライに次の運航を依頼 7月30日～8月22日までの間、「川尻西港棧橋～呉中央棧橋」航路（災害時緊急輸送船キャットクルーズ）運航 8月7日～22日までの間、「仁方棧橋～呉中央棧橋」航路（災害時緊急輸送船キャットクルーズ2）運航 <p>○陸上ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西日本旅客鉄道株式会社に、JR呉線の運休区間について、代行バスの運行を要望 →8月11日から広～三原駅間のJR呉線代行バスが運行開始 （広～安浦駅間は10月27日で終了、安浦～三原駅間は12月14日で終了予定） ・7月30日から8月17日までの間、キャットクルーズの運航に併せて「安浦駅～安登駅～川尻西港棧橋」間の連絡バスを運行 	交通政策課
	(3) 渋滞緩和のため、企業や学校に対し、市長からのメッセージだけでなく、それぞれ関係部局から時差出勤を強く呼び掛けること。	対応済み	<p>○市民・企業へ時差出勤等の実施を呼び掛け</p> <p>1回目：7月18日（チラシの配付及び市ホームページへの掲載） 2回目：8月8日（チラシの配付及び市ホームページへの掲載）</p> <p>【チラシの配布先（8月8日配布分）】 呉商工会議所会員 約2,100社、呉広域商工会会員 約1,200社 ほか</p>	企画課
4 断水の解消について	(1) 未だ断水が続いている地域について、地元のニーズを把握し、きめ細やかな給水活動を行うこと。	対応済み	<p>○長期間、断水が続いた川尻地区では、給水拠点6か所と、臨時給水所11か所を設置したほか、広報車による巡回給水や病院、小学校及び保育所等への給水活動を実施</p> <p>○その他の断水地域においても、各地域のニーズを踏まえた給水活動を実施</p>	上下水道 総務課
	(2) 給水再開の見通しなどについて、情報提供を徹底し、市民の不安軽減に注力すること。	対応済み	<p>○市民の不安軽減を図るため、市ホームページやフェイスブック、報道機関等を活用し、給水再開の見通し等の情報提供を徹底</p>	上下水道 総務課
5 市の体制について	(1) 災害対策本部と各部、各市民センターの情報共有を徹底するとともに、避難所等を始め、正しい情報を迅速に届けること。	対応済み	<p>○庁内における情報共有を図るため、災害対策本部設置期間中は、災害対策調整会議及び災害対策本部会議を毎日開催</p> <p>○市民部から各市民センターへの情報提供を実施</p> <p>○豪雨災害に係る被害報を市ホームページ等で公表し、正確で迅速な情報発信を徹底</p>	危機管理課 地域協働課
	(2) 被害の大きい地区に、災害対策本部直轄のチームを設置すること。	対応済み	<p>○特に被害の大きかった市民センター（吉浦・天応・川尻・安浦）に応援職員を配置</p> <p>○併せて、天応・川尻・安浦地区に地域対策特別チームを設置し、住民の生活環境の向上に向けた現状把握と、対応策の検討・実施に向けた総合調整を実施</p>	人事課 危機管理課

要望事項		要望の内容		要望事項への対応状況		担当課
				対応状況	対応状況の具体的な内容	
5	市の体制について	(3)	災害対応に当たる職員の就業管理、健康管理に留意すること。	対応中	<p>○7月17日及び8月8日に、全職員に向けて、「災害対応における心身の健康管理について」を通知 (※当該通知には、自身の健康状態の客観的な把握や、心身に不調・不安を感じた際の所属長及び健康相談室の保健師等への相談、休息・休暇を確保するための勤務態勢の確立等について記載)</p> <p>○1月で45時間以上の時間外勤務を行った職員については、健康調査票を送付することで健康状況を把握</p>	人事課
6	住宅支援について	(1)	他の市町と同じレベルの設備・備品を備えること。	対応済み	○被災者用の公営住宅、民間賃貸住宅及び仮設住宅の設備・備品については、県に対して申入れを行い、県が協定を締結する業者から納品することで、県と同等の電気製品等を供給	住宅政策課
		(2)	被災者の孤立を防ぐ措置を講じること。	対応中	<p>○10月15日に、被災者の暮らしの安心を支える生活再建支援の拠点として、天応及び安浦地区に「呉市地域支え合いセンター」を開設</p> <p>○市の保健師や地域支え合いセンターの相談員が連携し、仮設住宅、みなし仮設住宅及び被災した住宅で生活する被災者の孤立防止に向け、戸別訪問を実施</p> <p>○特に配慮や支援が必要と思われる被災者に対しては、本人の同意に基づき、地区民生委員児童委員等による見守り等や、自治会長等との連絡体制を構築する等、孤立防止に向けた措置を地域と連携して実施</p>	健康増進課
7	被災者支援について	(1)	相談に訪れた被災者に対し、ワンストップサービスを徹底すること。	対応済み	○本庁舎1階に被災者支援窓口を設置して、生活再建や土砂撤去に関する相談等に対応 【延べ相談件数】 1,860件（平成30年10月31日現在）	市民窓口課 人権センター
		(2)	被災者がどのような支援（補助制度）を受けられることができるか、遺漏のないよう情報発信を行うこと。	対応済み	<p>○市ホームページのトップページを緊急災害時専用ページに変更</p> <p>○被災者支援窓口や支援制度に関する一覧表を取りまとめ、市ホームページや各市民センター・避難所に掲出（最新情報は随時更新）</p>	危機管理課
		(3)	避難者及び断水地域の居住者に対し、入浴支援、洗濯支援などを実施しているが、入浴に必要な物資の提供や送迎など、全ての被災者が支援を受けられることができるような措置を講じること。	対応済み	○入浴支援の一環として、入浴に必要な物資の提供のほか、天応・安浦・川尻地区においては入浴施設等までの送迎バスを運行	危機管理課

要望事項		要望の内容		要望事項への対応状況		担当課
				対応状況	対応状況の具体的な内容	
7	被災者支援について	(4)	被災した中小・零細企業の支援については、熊本地震の際に新設された「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」等を参考に、激甚災害としての措置を関係省庁に求めること。	対応中	<p>○国の「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく中小企業者・小規模事業者等向けのグループ補助金や持続化補助金を始め、災害特別融資の認定や、商店街災害復旧等事業等の各種支援施策を国・県と連携して実施</p> <p>【各種支援施策における支援の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県グループ補助金復興計画認定（1次締切・4団体・122社） ・持続化補助金 95件 ・セーフティネット保証4号認定 70件 ・広島県災害復興支援特別資金認定 105件 ・商店街にぎわい創出事業認定 2件 	商工振興課
8	二次災害の防止について	(1)	河川や治山・砂防ダムの早期点検を実施するとともに、危険箇所については二次災害に備えて応急措置をすること。	対応中	<p>○河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月10日早期調査完了 ・流路確保のため応急工事実施（広島県7か所・呉市37か所） ・大型土のう設置（広島県6河川・呉市17河川） <p>○砂防えん堤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流が確認された73基を調査 ・土砂撤去するえん堤を優先順位を踏まえ検討中 <p>○治山えん堤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流が確認された45基の調査を実施 ・地元と協議し、23か所の土砂撤去を計画 	土木維持課
		(2)	危険箇所を把握し、あらゆる方法で市民に周知すること。	一部対応済み	<p>○市民や関係機関等からの情報提供や問合せ等を基に現地調査を実施して危険箇所を把握</p> <p>○7月18日から、特に早めの避難が必要な危険な場所について特例地区として指定・周知し、早めの避難勧告等を実施</p>	危機管理課
9	情報発信について	(1)	テレビは、特に高齢者に対する情報伝達手段として最も効果的である。各放送局に対して積極的な情報提供を行うとともに、災害関連のテロップ配信を継続するよう強く申し入れること。	一部対応済み	○8月～10月の避難勧告等の発令時に情報提供し、NHKのデータ放送を始め、各放送局において、災害関連のテロップ配信を実施	危機管理課
		(2)	防災行政無線は、誰もが聞き取りやすい放送を心掛けるとともに、スピーカーの精査や町内放送の活用、防災無線端末の各戸設置、防災情報メールの推進など、情報伝達手段について早急に再検討すること。	対応中	<p>○防災行政無線については、聞き取りやすい放送を心掛け、放送を実施</p> <p>○平成30年7月豪雨の避難行動や情報伝達手段についての検証を広島県と共同して実施中</p>	危機管理課

要望事項		要望の内容		要望事項への対応状況		担当課
				対応状況	対応状況の具体的な内容	
10	災害ボランティアについて	(1)	災害復旧はボランティアに頼るところが大きく、今後、長期的にボランティアの支援が必要となるので、財政措置を含め、活動に対する支援を強化すること。また、活動しやすい体制づくりを行うこと。	対応済み	<ul style="list-style-type: none"> ○くれ災害ボランティアセンターを、呉市社会福祉協議会、呉青年会議所、NPO団体等により開設 ○センター開設に向けた必要経費に対する支援として、市は災害ボランティア活動補助金50万円を助成 ○情報共有や公共施設の使用等を始め、市もセンターの運営に積極的に関与 ※11月1日に、くれ災害ボランティアセンターの業務を呉市社会福祉協議会ボランティアセンターへ移行 	地域協働課